

香美市告示第 120 号

香美市都市計画提案制度に関する手続要綱を次のように定める。

令和 6 年 6 月 25 日

香美市長 依光 晃一郎

香美市都市計画提案制度に関する手続要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 21 条の 2 の規定に基づき、香美市（以下「市」という。）に対し都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る手続きに関し必要な事項を定める。

(計画提案のできる者)

第 2 条 市に対し計画提案を行うことができる者（以下「計画提案者」という。）は、法第 21 条の 2 第 1 項に規定する土地所有者等（以下「土地所有者等」という。）並びに同条第 2 項に規定するまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社及びまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体とする。

(計画提案の要件)

第 3 条 市に対し計画提案できる内容は、市が都市計画決定権限を持つものとする。

2 市に対し計画提案ができる要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条による計画提案者に限る。
- (2) 提案する区域が 0.5 ヘクタール以上の一団の土地であること。
- (3) 法第 13 条及び第 18 条の 2 その他の法令の規定に基づく都市計画の基準及び都市計画に関する基本的な方針に適合していること。
- (4) 提案する区域の土地所有者等の 3 分の 2 以上の同意を得ていること。
- (5) 周辺環境への影響に配慮されていること。
- (6) 市街化調整区域における地区計画については、高知県が策定した「市街化調整区域における地区計画の策定の指針」に適合していること。

(事前相談)

第 4 条 市は計画提案者に対して、事前相談の機会を提供するものとする。

2 前項の事前相談があったときは、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容、手続きについて助言及び指導を行うとともに、提案に係る案件について所管する関係部局及び担当課を紹介するものとする。

(計画提案に対する判断)

第5条 法第21条の3の規定により、計画提案を踏まえた都市計画（計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかの判断を行うにあたっては、次に掲げる項目を基準に行うものとする。

- (1) 市のまちづくりの方針に即していること。
- (2) 周辺の住民との調整が整い、概ね賛同が得られていること。
- (3) 周辺環境等に配慮されていること。

（計画提案を踏まえた手続等）

第6条 市は、前条の規定により、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があると判断したときは、都市計画の案を作成するものとする。

2 市は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をしようとする場合に、法第19条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により前項で作成した都市計画の案を香美市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の素案を提出するものとする。

3 市は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、審議会に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴いた上で、当該計画提案者に対して理由を付して通知するものとする。

（計画提案の取り下げ及び変更等）

第7条 計画提案者は、事情により計画提案を取り下げるときは、取り下げ届を提出するものとする。

2 計画提案者は、提出した計画提案の内容を変更しようとするときは、前項の規定に基づく取り下げ届を提出した後に、新たに計画提案書を提出するものとする。

（補則）

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月25日から施行する。